

## 第1章 公共施設白書について

### 1 白書作成の背景

本市では、拡大する行政需要や住民ニーズの高まりにより、電源立地地域対策交付金等を活用することで他自治体と比べても多くの公共施設を建設してきました。その結果、本市が所有する公共施設は、市役所などの事務所、義務教育を提供するための小中学校、図書館や産業文化会館、総合体育館など多くの市民の方々に利用される文化施設やスポーツ施設、市営住宅など多岐にわたっています。これまでは、新しい公共施設をどのように整備していくかに重点が置かれ、施設の所管課がそれぞれの施設特性（機能）に合わせて個別に対応していたため、公共施設の全体像を統一的に整理したものではありませんでした。

しかし、それらの施設が今後、更新時期を迎えることから、多額の修繕や建て替え費用に対する財源の確保が必要となります。また、現下の厳しい財政状況の中、少子高齢化の進行と人口減少に対応していくには、今後は既存公共施設をできる限り有効に活用し、時代とともに変化する市民ニーズに適切に対応する必要があります。このようなことから、身の丈に合った行政運営を目指し、行政改革推進計画に沿って、公の施設の見直しと効率的な施設の保全管理を進めてきました。

### 2 これまでの取組

平成23年度に「公共施設保全整備台帳」を整備し、所管課ごとに把握していた修繕履歴等に関する情報の一元的な管理を始めました。

また、既に長寿命化計画が策定してある学校施設及び市営住宅などとともに、その保全に係る経費を試算し、平成24年度から10年間の財政計画にその費用を反映して、経費の抑制と平準化を図りながら、計画的な補修・改修に取り組んでいます。

平成24年度からは、更に維持管理経費や利用状況などのデータを追加し、各施設の現況把握と基礎情報の整理を行っています。

### 3 白書作成と目的

平成25年度は、これらのデータを活用して、平成25年3月31日現在で本市が所有する公共施設のうち、公共施設保全整備台帳に登録されている延床面積100㎡以上の271施設について公共施設白書（以下「本白書」という。）を作成しました。

本白書は、用途別・地区別の保有状況、将来必要となる施設の更新費用や個別施設の利用度・維持管理経費などを明らかにし、利用度とコストによる相対的評価等により、市民との間で公共施設に関する問題意識を共有し、今後の施設のあり方の検討を行うための基礎資料として活用するものです。

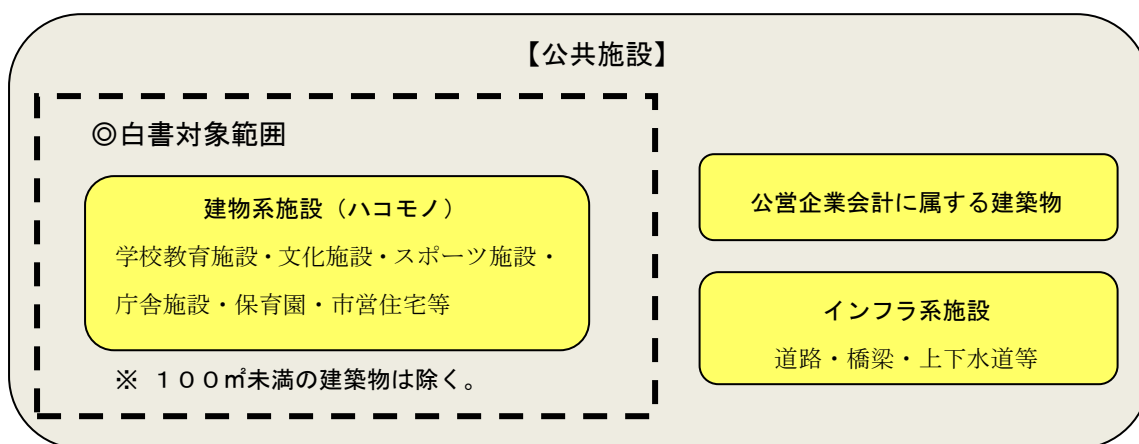
更に、施設の機能・運営状況・代替施設の有無及び将来の人口動態なども踏まえて、全体的な視点の中で統廃合も含めた適正配置や、より計画的な保全並びに施設の有効活用を図るために、本市の実情に合った公共施設マネジメントの方向性等も併せて検討していきます。

#### 4 白書で対象とする施設

本市では、小中学校等の学校教育施設や文化施設、市営住宅やスポーツ施設など、広く市民の皆さまに利用されている公共施設を保有しています。

本白書において対象とする施設は、道路・橋梁・上下水道施設などの公共インフラを除く、公共建築物のうち 100 m<sup>2</sup>以上の施設を対象とします。

なお、ガス・水道・下水道など公営企業会計に属する公共建築物は、除きます。



#### 5 公共施設の用途別分類

本白書では、公共施設の全体像を分析する上で、総務省が用いている分類によって各施設を用途別に分類し、その現状を分析しています。

公共施設 用途別分類表

大分類 (13 分類)	小分類 (28 分類)
市民文化系施設	コミュニティセンター、集落センター、その他集会施設
社会教育系施設	図書館、博物館等
スポーツ・レクリエーション系施設	体育館等、競技場・野球場、レクリエーション施設・観光施設
産業系施設	産業系施設
学校教育系施設	小学校、中学校、その他学校教育施設
子育て支援施設	保育園、児童クラブ(館)、その他児童施設
保健・福祉施設	高齢福祉施設、保健施設、その他社会福祉施設
医療施設	診療所、医師住宅
行政系施設	庁舎等、その他行政系施設、消防施設
公営住宅	市営住宅
公園	公園施設
供給処理施設	廃棄物処理施設等、排水機場
その他	その他施設

## 6 公共施設の地区別分類

本白書の中で、人口動態や施設の分布状況を分析するに当たり、市内を12地区に分類することとし、その基準は下図のとおり中学校区単位としました。

12地区分類（中学校区位置図）

